

総務常任委員会

開催日	令和4年12月12日
時間	午前9時30分～午前10時05分
場所	委員会室
出席議員	松岡 繁知、高橋 哲生、天野 武藏、伊藤 嘉起 林 真子、野々部 享、伊藤 奈美
欠席議員	なし
出席理事者	永田市長 葛谷副市長 河口企画部長 石黒企画部次長兼人事秘書課長 岡田人事秘書課課長補佐 林企画政策課長 沢田企業誘致課長 岩田総務部長 榎本総務部次長兼総務課長 飯田総務部次長兼財産管理課長 馬場総務課課長補佐 服部財政課長 服部財政課副主幹 渡辺税務課長 辻収納課長 丹羽危機管理部長 舟橋危機管理課長 寺社下健康推進課長兼企画部新型コロナウイルスワクチン接種対策室長 吉田会計管理者 平野会計課長 三輪監査委員事務局長 木全監査課長
関係職員	栗本議会事務局長 後藤議会事務局次長兼議事調査課長 清本議事調査課主事
議案または協議事項	1. 総務常任委員会付託案件
備考	傍聴者 なし

(時に午前 9時30分 開会)

総務常任委員会委員長 (松岡 繁知君)

皆さん、おはようございます。

定刻となりましたので、ただいまから総務常任委員会を開催いたします。

去る2日の本会議において、総務常任委員会に付託となりました議案について御審議いただくわけですが、その前に、永田市長から御挨拶を受けたいと思います。

永田市長、よろしくお祈いします。

市長 (永田 純夫君)

おはようございます。

今日も朝、随分寒くなりましたけども、委員の皆様方には早朝より総務常任委員会の御出席、大変御苦労さまでございます。

今年もあと20日余りとなりましたが、残念ながら、コロナの第8波はまだピークを迎えてないということで、今、愛知県では緊急アピールを發出されておりますけれども、何とか新しい年はピークが下がった段階で迎えたいなというふうに思っております。そのためにも市民の皆様方にはワクチン接種など、感染防止対策をしっかりとっていただくように、引き続き啓発をしてまいりたいと思っております。

本日は、付託になりました案件につきまして慎重に御審議を賜り、全ての案件について御賛同いただきますようお願い申し上げ、御挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお祈いいたします。

総務常任委員会委員長 (松岡 繁知君)

ありがとうございました。

傍聴者の方はお見えでしょうか。

議事調査課主事 (清本 紫音君)

一般傍聴者はお見えになりません。

総務常任委員会委員長 (松岡 繁知君)

当委員会に付託された所管は、企画部、総務部、危機管理部、会計、議会事務局及び監査委員事務局所管です。

それでは、最初に、議案第51号 清須市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例案について説明をお願いします。

石黒次長兼人事秘書課長。

企画部次長兼人事秘書課長（石黒 直人君）

人事秘書課、石黒でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、市長提出議案の3ページをお願いいたします。

議案第51号について御説明いたします。

議案第51号

清須市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例案

上記の議案を提出する。

令和4年11月28日提出

清須市長 永田純夫

提案理由

この案を提出するのは、地方公務員法の一部改正に伴い、国家公務員に準じて職員の定年年齢を引き上げ、並びに管理監督職勤務上限年齢制及び定年前再任用短時間勤務制を導入するほか、所要の規定を整備する必要があるからです。

4ページをお願いいたします。

清須市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例案

清須市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例

第1条 清須市職員の定年等に関する条例の一部を次のように改正する。

主な内容を御説明いたします。

清須市職員の定年等に関する条例等を地方公務員法の一部改正に伴い、一部改正するものです。

職員の定年年齢を60歳から65歳に段階的に引き上げるよう改正するものです。

5ページから8ページまでは、管理監督職勤務上限年齢制を導入し、管理監督者の職員のうち60歳に達したものを管理監督職以外に異動させるものです。

また、定年年齢の引上げに伴い、60歳以降に退職した職員を本人の意向を踏まえ、短時間勤務の職員として65歳まで再任用をすることができる制度を新たに導入するほか、9ページ、清須市職員の懲戒の方法及び効果に関する条例の一部改正から14ページ、清須市職員の降給に関する条例の一部改正までは、地方公務員法の一部改正等に伴い、所要の規定を整備するものです。

次に、15ページの第10条 清須市職員の再任用に関する条例は、地方公務員法の一部改正等に伴い、廃止するものです。

附則につきましては、公布の日から施行するものです。

その他、勤務延長に伴う経過措置等を規定しております。

議案第51号の説明は以上でございます。

総務常任委員会委員長（松岡 繁知君）

ありがとうございました。

ただいまから審議に入るわけですが、質疑者、あるいは答弁者は必ず挙手をしていただき、指名の後、名前を名乗ってから、質疑、あるいは答弁に入ってくださいようお願いします。

それでは、質疑に入ります。

質疑のある方、挙手をお願いします。

林委員。

林 真子委員

林です。

この件ですね、以前からいろいろ検討が進んでおりましたので、ようやくこういう形になったのかなと思っているわけですが、いろんな生き方とか働き方を見たときに、御当人にとってはいいことではないかなと思うんですが、市から見た場合に、もし何か課題というか、今後の考え方で、例えば今、第4次の定員適正化計画が令和6年度まで立っておりますけど、やっぱり修正が必要なのか、そのあたりの考え方をお聞かせください。

総務常任委員会委員長（松岡 繁知君）

石黒次長兼人事秘書課長。

企画部次長兼人事秘書課長（石黒 直人君）

当然、次のこれに合わせて定員適正化計画というものを改定していかなければならないと考えております。

課題は幾つかあると思うんですが、制度完了までの間に60名ほど多分対象になる予定になります。ですので、60歳を過ぎた職員が60人ほど年度で存在するわけで、その職員をどこに配置して、どういう仕事を行っていくのかというところを整理していかなければいけないと考えております。

以上です。

総務常任委員会委員長（松岡 繁知君）

林委員。

林 真子委員

ありがとうございます。

この定員の計画を見ましても、55歳から60歳の方が9.1%に対して一番少ない36歳～40歳が7.8%と、こうしたいろいろ世代間の配置で非常に難しいところがあると思うんですが、やはりこうした管理監督者であった方も多いと思いますし、非常に経験、それからスキルもある方々ですので、今いろんな複雑化してきている社会の中で、そうしたところを活かしていただけるような、しっかりとその能力を活かして働いていただけるような環境づくり、それから、もう1つは、この年代になりますと御家族で介護の問題とか、逆にお孫さんの子育ての問題とか、いろいろ抱える年代でもありますので、そうしたところにも御配慮いただきながら、しっかりと適材適所でゆっくり考えていただきながらしていただきたいなと要望させていただきます。

以上です。

総務常任委員会委員長（松岡 繁知君）

ありがとうございます。

それでは、ほかにあれば。

（ 「なし」 の声あり ）

総務常任委員会委員長（松岡 繁知君）

これで質疑を終わります。

議案第51号 清須市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例案について採決いたします。

原案に賛成の方の挙手をお願いします。

< 挙 手 全 員 >

総務常任委員会委員長（松岡 繁知君）

ありがとうございます。

全員賛成でございます。

よって、議案第51号 清須市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例案については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第52号 清須市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例案について説明をお願いします。

石黒次長兼人事秘書課長。

企画部次長兼人事秘書課長（石黒 直人君）

人事秘書課、石黒でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、市長提出議案の23ページをお願いいたします。

議案第52号について御説明いたします。

議案第52号

清須市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和4年11月28日提出

清須市長 永田純夫

提案理由

この案を提出するのは、人事院の国会及び内閣に対する令和4年8月8日付けの給与改定に関する勧告に鑑み、市議会議員に対して支給する期末手当の支給割合を引き上げるため必要があるからです。

24ページをお願いいたします。

清須市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例案

清須市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

主な内容を御説明いたします。

第1条は、令和4年12月期の期末手当の支給割合を0.05月引き上げ、「100分の162.5」を「100分の167.5」に改め、第2条は、令和5年度以降の6月期及び12月期の期末手当に係る支給割合を調整するため、第1条で改めた「100分の167.5」を「100分の165」に改めるものです。

附則につきましては、第1条は、公布の日から施行し、令和4年12月1日から適用となり、第2条は、令和5年4月1日から施行するものでございます。

議案第52号の説明は以上でございます。

総務常任委員会委員長（松岡 繁知君）

ありがとうございます。

それでは、質疑に入ります。

質疑のある方、挙手をお願いします。

（ 「なし」 の声あり ）

総務常任委員会委員長（松岡 繁知君）

これで質疑を終わります。

議案第 5 2 号 清須市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例案について採決いたします。

原案に賛成の方の挙手をお願いします。

< 挙 手 全 員 >

総務常任委員会委員長（松岡 繁知君）

ありがとうございます。

全員賛成でございます。

よって、議案第 5 2 号 清須市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例案については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 5 3 号 清須市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案について説明をお願いします。

石黒次長兼人事秘書課長。

企画部次長兼人事秘書課長（石黒 直人君）

人事秘書課、石黒でございます。よろしくお願ひいたします。

それでは、市長提出議案の 2 5 ページをお願いいたします。

議案第 5 3 号について御説明いたします。

議案第 5 3 号

清須市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 4 年 1 1 月 2 8 日提出

清須市長 永田純夫

提案理由

この案を提出するのは、人事院の国会及び内閣に対する令和 4 年 8 月 8 日付けの給与改定に関する勧告に鑑み、特別職の職員で常勤のものに対して支給する期末手当の支給割合を引き上げるため必要があるからです。

2 6 ページをお願いいたします。

清須市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案

清須市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
主な内容を御説明します。

議案第52号と同様の内容となりますが、第1条は、令和4年12月期の期末手当の支給割合を0.05月引き上げ、「100分の162.5」を「100分の167.5」に改め、第2条は、令和5年度以降の6月期、12月期の期末手当に係る支給割合を調整するため、第1条で改めた「100分の167.5」を「100分の165」に改めるものです。

附則につきましては、第1条は、公布の日から施行し、令和4年12月1日から適用となり、第2条は、令和5年4月1日から施行するものでございます。

議案第53号の説明は以上でございます。

総務常任委員会委員長（松岡 繁知君）

ありがとうございます。

それでは、質疑に入ります。

質疑のある方、挙手をお願いします。

（ 「なし」 の声あり ）

総務常任委員会委員長（松岡 繁知君）

これで質疑を終わります。

議案第53号 清須市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案について採決いたします。

原案に賛成の方の挙手をお願いします。

< 挙 手 全 員 >

総務常任委員会委員長（松岡 繁知君）

ありがとうございます。

全員賛成でございます。

よって、議案第53号 清須市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第54号 清須市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案について説明をお願いします。

石黒次長兼人事秘書課長。

企画部次長兼人事秘書課長（石黒 直人君）

人事秘書課、石黒でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、市長提出議案の27ページをお願いいたします。

議案第54号について御説明いたします。

議案第54号

清須市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和4年11月28日提出

清須市長 永田純夫

提案理由

この案を提出するのは、人事院の国会及び内閣に対する令和4年8月8日付けの給与改定に関する勧告に鑑み、職員に対して支給する給料月額等を引き上げるため必要があるからです。

28ページをお願いいたします。

清須市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案

清須市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

主な内容を御説明いたします。

第1条は、令和4年12月期の期末手当の支給割合を一般職の常勤職員については0.1月引き上げ、「100分の95」を「100分の105」に改め、再任用職員については0.05月引き上げ、「100分の45」を「100分の50」に改めるとともに、28ページの中段から37ページまでの行政職給料表を改定するものでございます。

37ページをお願いいたします。

下段の第2条は、令和5年度以降の6月期及び12月期の勤勉手当に係る支給割合を調整するため、第1条で改めた一般職の「100分の105」を「100分の100」に、再任用職員については「100分の50」を「100分の47.5」に改めるものです。

附則につきましては、第1条は公布の日から施行し、令和4年4月1日から適用となり、第2条は令和5年4月1日から施行するものでございます。

議案第54号の説明は以上でございます。

総務常任委員会委員長（松岡 繁知君）

ありがとうございます。

それでは、質疑に入ります。

質疑のある方、挙手をお願いします。

(「なし」 の声あり)

総務常任委員会委員長 (松岡 繁知君)

これで質疑を終わります。

議案第54号 清須市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案について採決いたします。

原案に賛成の方の挙手をお願いします。

< 挙 手 全 員 >

総務常任委員会委員長 (松岡 繁知君)

ありがとうございます。

全員賛成でございます。

よって、議案第54号 清須市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第55号 清須市議会の議員及び清須市長の選挙における自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例案について説明をお願いします。

榎本次長兼総務課長。

総務部次長兼総務課長 (榎本 雄介君)

総務課、榎本です。

議案第55号について御説明をさせていただきます。

それでは、市長提出議案の39ページを御覧ください。

議案第55号

清須市議会の議員及び清須市長の選挙における自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和4年11月28日提出

清須市長 永田純夫

提案理由です。

この案を提出するのは、公職選挙法施行令の一部改正に鑑み、清須市議会の議員及び清須市長の選挙における自動車の使用等に要する経費に係る公費負担の限度額を引き上げるため必要があ

るからです。

1枚はねていただきまして、左側の40ページを御覧ください。

清須市議会の議員及び清須市長の選挙における自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例案

清須市議会の議員及び清須市長の選挙における自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例

清須市議会の議員及び清須市長の選挙における自動車の使用等の公営に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条の改正は、選挙運動用自動車、一般運送契約以外の自動車の使用に要する経費の改正です。

1日あたりの自動車の借入れは300円引き上げられ、1万6千100円になります。1日あたりの燃料費は140円引き上げられ、7千700円になります。

第5条の改正は、選挙用ビラの作成に要する経費の改正です。1枚あたり22銭引き上げられ7円73銭になります。

第6条の改正は、選挙運動用ポスターの作成に要する経費の改正です。

印刷費の単価が16円25銭、企画費の単価が5千750円それぞれ引き上げられますので、1枚あたり70円引き上げられ、3千497円になります。

附則です。

第1項は施行期日です。この条例は、公布の日から施行する。

第2項は経過措置の規定になります。

議案第55号の説明は以上です。

総務常任委員会委員長（松岡 繁知君）

ありがとうございます。

それでは質疑に入ります。

質疑のある方、挙手をお願いします。

天野委員。

天野 武藏委員

21番、天野です。

公費負担はもちろん自動車、ガソリン車を対象にしているので、清須でどうしようもならんと

思うんですけど、これから電気自動車だとか、先々ほかの燃料等が増えてくると思うんです。電気自動車では選挙カードしようというときに電気は出ませんとなっちゃうのが、清須市ではどうしようもならないと思うけど、先々こういうことも声を出していくべきじゃないかなと。先々というよりも今、出していないかんだよね。課長のほうはどう思ってみえるかなんだけど。

総務常任委員会委員長（松岡 繁知君）

榎本課長。

総務部次長兼総務課長（榎本 雄介君）

ただいま御発言ありましたとおり、そういったことが今後多くなってくるかと思います。こういった改正というのは、参院選のタイミングで大体改正されとるようで、その以前に各自治体のほうに意見聴取をするような機会があったかと記憶しておりますので、そういったところで提言をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

総務常任委員会委員長（松岡 繁知君）

ほかにあれば。

林委員。

林 真子委員

林です。

今、提言というか、それができるということでしたので、1点なんですけど、私ども候補者からしてみると大変ありがたいお話なんですけど、物価高だとか消費税の関係とかでこうなってくると思うんですけど、一方で、いろんな方の御意見をお聞きしますと、ポスターですとかチラシというのはどんどんデジタル化が進んできてまして、むしろ単価が安くなってるんじゃないかと言われる市民の方もいるんですね。そうした中で、現実には事務なんかを担当されていてどのように感じられていて、ありがたいことではあるんですけど、そういう市民の感覚もあるということですので、御見解をお聞きしたいと思います。

総務常任委員会委員長（松岡 繁知君）

榎本総務課長。

総務部次長兼総務課長（榎本 雄介君）

まず、その金額につきましては、他の自治体でも法定争議のほうに発展しているようなことも聞いております。この単価が安いのか高いかということについて私どものほうでコメントはし

づらいことではございますが、私ども選管のほうに印刷業者のほうと締結した契約書の写しを持ってこられております。これで公費負担、法律の上限を超えないということは確認をさせていただいております。

特にこういった部分で見えてこない企画費の部分のところで疑義がいろいろといただいているようなんですけど、ここの企画費の部分につきましては、個別に選挙ポスターというのは候補者にとっても一番のツールでございますので、デザイン料であったりヘアメイク代、全体の進行の企画諸費なんか、いろんな見えないものが入っております。これはそれぞれ個々の候補者の考え方がございますので、この金額が高いのか低いのかということについての妥当性を判断させていただくのは、今、現状の仕組の中では極めて困難でございますし、適正であるというふうには考えております。

以上でございます。

総務常任委員会委員長（松岡 繁知君）

林委員。

林 真子委員

御丁寧にありがとうございます。

私どももこういうふうにもいろいろ配慮いただきながら出てきている議員ですので、一生懸命働きながらお返ししていくしかないのかなと思います。

以上です。ありがとうございます。

総務常任委員会委員長（松岡 繁知君）

ほかにあれば、よろしいでしょうか。

（ 「なし」 の声あり ）

総務常任委員会委員長（松岡 繁知君）

これで質疑を終わります。

議案第55号 清須市議会の議員及び清須市長の選挙における自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例案について採決いたします。

原案に賛成の方の挙手をお願いします。

< 挙 手 全 員 >

総務常任委員会委員長（松岡 繁知君）

ありがとうございます。

全員賛成でございます。

よって、議案第55号 清須市議会の議員及び清須市長の選挙における自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例案については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第58号 令和4年度清須市一般会計補正予算（第9号）案所管分について、説明をお願いします。

総務常任委員会委員長（松岡 繁知君）

石黒次長兼人事秘書課長。

企画部次長兼人事秘書課長（石黒 直人君）

人事秘書課、石黒でございます。よろしくお願いいたします。

私からは、一般会計補正予算における総務常任委員会所管の歳入歳出について、一括して説明をさせていただきます。

まず、歳入でございます。

24、25ページをお願いいたします。

一番下になります。

19款繰入金、2項基金繰入金、1目基金繰入金、補正額4千28万2千円の減額、1節基金繰入金です。

備考欄を御覧いただきまして、財政調整基金繰入金の減額です。本補正後の現在高は22億5千243万5千円でございます。

歳入につきましては以上でございます。

続きまして、歳出について御説明させていただきます。

26、27ページをお願いします。

1款議会費、1項議会費、1目議会費、補正額259万4千円の減額、2節給料から4節共済費までです。

説明欄を御覧いただきまして、一般職給与等は、人事院勧告に基づく給与改定及び人事異動等による減額です。議員報酬等は、人事院勧告に基づく給与改定に伴う増額及び改正に伴う減額です。

続きまして、その下の段です。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、補正額1千219万3千円の増額、1節報酬から12節委託料までです。

説明欄を御覧いただきまして、特別職給与等及び一般職給与等は、人勧に伴う増額です。

会計年度任用職員報酬等は、業務量の減少に伴う減額です。

育休等人材派遣費は、育児休業取得等に伴う補充派遣職員の増額です。

4目会計管理費、補正額1千円の増額、4節共済費です。

説明欄を御覧いただきまして、会計年度任用職員報酬等は、共済負担金率の変更に伴う増額です。

5目財産管理費、補正額9千718万円の増額、1節報酬から24節積立金までです。

説明欄を御覧いただきまして、会計年度任用職員報酬等の減額は、未採用月数分の減額です。子ども育み施設基金費の増額1億円は、今後の財政需要に備えて積み立てるものです。補正後の現在高は1億2千213万円です。

10目交通防犯対策費、補正額44万円の減額、1節報酬です。

説明欄を御覧いただきまして、会計年度任用職員報酬等は、未採用による減額です。

続いて、一番下の段、2項徴税费、1目税務総務費、補正額2千733万円の減額、1節報酬から8節旅費までです。

説明欄を御覧いただきまして、一般職給与等は、人勧及び人事異動等に伴う減額です。会計年度任用職員報酬等は、業務量の減少に伴う減額です。

28、29ページをお願いいたします。

2段目の段になります。

5項統計調査費、2目指定統計費、補正額3万9千円の減額、1節報酬です。

説明欄を御覧いただきまして、会計年度任用職員報酬等は、業務が発生せず採用しなかったことによる減額です。

6項監査委員費、1目監査委員費、補正額8万6千円の増額、3節職員手当等と4節共済費です。

説明欄を御覧いただきまして、一般職給与等は、人勧及び共済負担金率等の変更に伴う増額です。

34、35ページをお願いいたします。

9款消防費、1項消防費、2目非常備消防費、補正額194万2千円の減額で、1節報酬から8節旅費までです。

説明欄を御覧いただきまして、一般職給与等は、人勧及び人事異動等に伴う増額です。会計年

度任用職員報酬等は、採用予定者未採用による減額です。

4目防災対策費、補正額10万7千円の増額で、1節報酬と4節共済費です。

説明欄を御覧いただきまして、会計年度任用職員報酬等は、時間外勤務見込みの増額等による増額です。

以上が、総務常任委員会所管の歳入歳出の説明でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

総務常任委員会委員長（松岡 繁知君）

ありがとうございます。

それでは、質疑のある方、挙手をお願いいたします。

林委員。

林 真子委員

林です。

1点だけなんですけど、他の委員会でもいろいろお話が出てたんですけども、今チラチラと未採用のお話があって、この部分の仕事をどうされているのかお聞きしたいと思います。未採用で2点ぐらいありましたかね。

総務常任委員会委員長（松岡 繁知君）

石黒人事秘書課長。

企画部次長兼人事秘書課長（石黒 直人君）

一例でいいますと、交通指導員のところの会計年度任用職員について採用ができていないという状況で、上半期分の人件費については減額をしたということでございます。

以上です。

総務常任委員会委員長（松岡 繁知君）

林委員。

林 真子委員

林です。

今後いろいろ手は尽くされていると思うんですが、どうなのでしょうね、採用の見込みはあるんでしょうか。

総務常任委員会委員長（松岡 繁知君）

石黒人事秘書課長。

企画部次長兼人事秘書課長（石黒 直人君）

広報にも毎月、先ほど言った交通指導員以外の会計年度任用職員も載せておりますが、なかなか手が挙がってこないという現状でありますので、もう少し宣伝の仕方といいますかね、周知の仕方というのをいろいろ考えなければいけないのかなと。

例えば、SNSを使ったり、ラインですね、そういうのを使って募集もたまには周知していかなければいけないのかなというふうに思ってます。

以上です。

総務常任委員会委員長（松岡 繁知君）

林委員。

林 真子委員

本当にほかのところでもこの話が出まして、大変御苦勞されていると思うんですけども、少子高齢、人口減少、いろんなことがありまして、いろんなことをされている方も高齢化されてるということもありますので、大変だと思いますけれども、しっかりと取り組んでいただくようお願いして終わります。

以上です。

総務常任委員会委員長（松岡 繁知君）

ほかにあれば。よろしいでしょうか。

（ 「なし」 の声あり ）

総務常任委員会委員長（松岡 繁知君）

これで質疑を終わります。

議案第58号 令和4年度清須市一般会計補正予算（第9号）案所管分について採決いたします。

原案に賛成の方の挙手をお願いします。

< 挙 手 全 員 >

総務常任委員会委員長（松岡 繁知君）

ありがとうございます。

全員賛成でございます。

よって、議案第58号 令和4年度清須市一般会計補正予算（第9号）案所管分については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、総務常任委員会に付託されました議案についての審議は終了いたしました。

なお、従来どおり、常任委員会の閉会中の継続審査の申出をすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

総務常任委員会委員長 (松岡 繁知君)

ありがとうございます。

異議はございませんので、議長に閉会中の継続審査の申出書を提出いたします。

また、委員長報告につきまして、正副委員長に御一任いただけますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

総務常任委員会委員長 (松岡 繁知君)

異議はございませんので、そのように決定いたします。

これをもちまして、総務常任委員会を閉会いたします。

早朝よりお疲れさまでした。

(時に午前10時05分 閉会)

清須市議会委員会条例第29条第1項の規定により、ここに署名する。

令和4年12月12日

総務常任委員会委員長 松 岡 繁 知